

八尾市無料低額診療所届出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第69条第1項及び第2項の規定に基づき、無料低額診療所（法第2条第3項第9号で規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関）に関し、法で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 無料低額診療所は低所得者及び生計困難者等を利用対象者とする。

(実施主体)

第3条 無料低額診療所は医療機関を実施主体とする。

(実施基準)

第4条 無料低額診療所の実施基準は、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）第一に定めるところによる。

(届出)

第5条 無料低額診療所を開始しようとする者は、次の各号に定める書類を添えて、市長に無料低額診療所開始届書(様式1)を届け出なければならない。

(1) 法人定款又は寄附行為

(2) 法人登記事項証明書

(3) 医療機関開設許可書(写)

(4) 事業開始理由書

(5) 事業開始に係る法人理事会・評議委員会等会議録(写)

(6) 事業計画書(第1年度、第2年度)

(7) 収支計画書(第1年度、第2年度)

(8) 無料低額診療事業減免規定

(9) 無料低額診療事業対象者への事業案内(チラシ・院内掲示等)

(10) 取扱患者総数、無料低額診療事業に該当する見込者数が確認できる書類

(11) 医療ソーシャル・ワーカーの配置状況及び配置根拠

(12) 建物の図面・概要書

(13) 生計困難者等に対する健康相談及び保健教育の実施計画

(14) 局長通知第一において、病院及び診療所が該当しなければならない項目に該当していることを示す書類

(15) 関係法令・通知順守の念書

(16) 無料診療券(様式)及び低額診療券(様式)

- (17) 無料低額診療事業診療依頼書(様式)
- (18) 相談記録・収入認定書(様式)
- (19) 診療費減免申請書(様式)
- (20) 無料低額診療決定通知書(様式)
- (21) 事務取扱要領((16)～(20)の取り扱いについて)
- (22) その他必要書類

2 前項の届出をするときは、利用の方法等について、市長に事前協議を申し出なければならない。

第6条 届け出た事項に変更が生じたときは、次の各号に定める書類を添えて、市長に無料低額診療所変更届書(様式2)を届け出なければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人理事会及び評議員会等議事録の写し
- (3) その他必要書類

2 前項の規定は、無料低額診療所の停止の届出をした者が、停止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

第7条 届け出た無料低額診療所を廃止又は停止しようとする場合は、次の各号に定める書類を添えて、市長に無料低額診療事業所廃止(停止)届出書(様式3)を届け出なければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 法人理事会及び評議員会等会議録の写し
 - (3) その他必要書類
- (税措置)

第8条 「社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業及び同項に規定する生活困難者に対して無料又は低額な費用で老人福祉法にいう老人保健施設を利用させる事業に係る固定資産税の非課税措置について」(平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長)に基づき、固定資産税の非課税措置に係る「無料又は低額診療患者割合」の認定を行う。なお、認定については、「証明願」(様式4)に基づき、市長は、「証明書」(様式5)を発行する。

(報告徴取)

第9条 市長は、必要に応じて事業に関する報告を求めることができる。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、無料低額診療所の届出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。